

諮問第1号

異議申立てに関する諮問について

次のとおり下水道使用料の決定について異議申立てがあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第4項の規定により諮問する。

- 1 異議申立人
株式会社羽衣
東京都渋谷区本町3丁目24番20号
代表者代表取締役社長 市堀光昭
- 2 異議申立年月日
平成23年11月16日
- 3 異議申立ての趣旨
異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

平成23年11月30日 提出

北本市長 石津賢治

諮問第1号参考資料